

東京農業大学校友会高知県支部会則

- 第1条 本会は、東京農業大学校友会高知県支部と称し、本学卒業生及び県内在住の関係者で組織する。
- 第2条 本会は、母校の発展向上に寄与し、支部会員相互の親睦、協和を図ることを目的とする。
- 第3条 本会の事務局は、高知県立高知農業高校に置く。
- 第4条 本会は、毎年定期総会（1回）を開き、必要に応じて臨時総会を開く。
- 第5条 本会の役員及びその任務は、次のとおりとする。
- 支部長 1名（支部長は、本会を代表し、会議を招集する。）
- 副支部長 3名（副支部長は、支部長を補佐し、支部長事故あるときは、その職務を代行する。）
- 幹事長 1名（幹事の中心的存在として、支部長、副支部長、常任幹事と綿密な連携を図る。）
- 事務局長 1名（支部の運営に関わる事務処理を担当する。）
- 常任幹事 3名（幹事の中から代表を選任し、役員会に出席して支部運営を協議する。）
- 幹事 若干名（幹事は、支部長の協議に応じ、会務を処理し支部運営の円滑を図る。）
- 監事 2名（支部運営に関わる会計を監査する。）
- 顧問（支部長の推薦により顧問・相談役・参事を委託する。）
- 第6条 本会役員は、役員会で選任し、総会で承認する。
- 第7条 役員任期は2年とする。但し、再選は妨げない。
- 第8条 本会の運営は役員会で協議し、決定する。
（役員会は、支部長、副支部長、幹事長、常任幹事、事務局長にて行う。）
- 第9条 本会の運営費は会費及び寄付金で支弁し、必要に応じ、臨時に徴収する。
- 第10条 上記のほか、必要ある場合は、支部長が役員会または幹事会を招集し、それを定める。

付則 この会の年度は4月1日より、3月31日までとする。

この会則は、平成元年1月8日より施行する。

（1）平成24年6月2日改正